

西都市立妻中学校「学校いじめ防止基本方針」

策定：平成26年3月(改訂：平成30年3月)

目 次

はじめに	1
1. いじめ防止等のための対策の基本事項	1
1-1. いじめの定義	1
1-2. いじめ防止対策の基本理念	2
1-3. いじめの種類	2
1-4. いじめの理解	2
2. いじめ防止等のための対策の内容事項	3
2-1. いじめ防止等に関する基本方針	3
(1)いじめを未然に防ぐ取組措置	3
(2)いじめの早期発見の取組措置	3
(3)いじめの早期解決への対処措置	3
(4)地域、家庭、関係機関との連携措置	4
(5)インターネット上のいじめの対応措置	4
(6)定期的ないじめの対応措置	4
(7)生徒による自発的相談を促す体制の充実措置	4
2-2. いじめ発見時の対応	5
(1)いじめ対策委員会の設置	5
(2)いじめ対策委員会	5
①いじめ対策委員会	5
②いじめ対策委員会の活動内容	5
③いじめ発生時の具体的な対応マニュアル	6
※いじめ解消の定義	6
2-3. 重大事態への対処	7
(1)いじめ特別調査委員会の設置	7
(2)いじめ特別調査委員会	7
2-4. その他	7
資料1：学校いじめ防止年間プログラム	8
資料2：学校におけるいじめの防止等のための職務別役割	9～11
資料3：いじめられた生徒・いじめた生徒に見られるサイン	12
資料4：教室や家庭でのいじめのサイン	13
資料5：いじめに対する措置(緊急時の組織的対応)	14
資料6：いじめ未然防止の観点自己チェック表(教師用)	15・16

はじめに

全国的にいじめ問題は喫緊の課題となっており、大きな社会問題のひとつとなっています。いじめは人間として決して許されない行為です。「いじめは人の尊厳を犯す卑劣な行為である」という意識をすべての教職員がもち、全教育活動を通して「いじめは絶対に許されない」という共通認識のもと、指導の徹底を図らないといけません。

いじめの子がいなければ、いじめは起きません。いじめの対応においては、被害者を守ることはもちろんのことですが、すべての生徒を加害者にさせないこと（未然防止への取組）に力を注ぐことが最も大切です。しかしながらいじめが生じた場合、その加害生徒に対し、自らの行為の結果責任を自覚させ、社会を構成する一員として、加害行為・侵害行為には社会的非難（制裁と更正要請）が伴うことを学ばせ、正しい人間関係を築けるよう指導することが大切です。

また、いじめの早期発見・早期対応も重要です。いじめにおいては、早い段階での組織的な「気づき」と迅速な「対応」が全ての基本です。そこが見過ごされた場合、その行為が長期化、潜在化し、重大な事態を招くおそれがあります、いじめを把握した時は、何よりも「被害者保護」を最優先し、二次的問題（不登校、自傷行為、仕返し行動等）を未然に防ぐためにも、早期に対応し、解決を図る必要があります。

このように、本校では以前よりいじめを学校社会における重大な人権問題と捉え、これまでもいじめの禁止・撲滅を目標に、教師、生徒、保護者への普及啓発を図り、いじめの撲滅に努めてきました。そして、本校で発生してきた、いじめ事案の一つ一つに真摯に向き合ってきたところです。

いじめ対策を効果的に推進するために「いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）」の理念、第13条1項の規定に基づいて、本校の「学校いじめ防止基本方針」を平成26年3月に策定し、その3年の経過をもって、今回本方針の見直しと改定（平成30年3月施行）に至りました。

この方針の適切な運用により、いじめ問題の克服に向けて、積極的かつ組織的にいじめ問題に向き合い、生徒の尊厳の保護とその健やかな成長を推進します。

1. いじめ防止等のための対策の基本事項

1-1. いじめの定義

いじめ防止対策推進法 第2条を踏まえ、本校の「いじめの定義」とする。

《 いじめの定義 》

「いじめ」とは、生徒等に対して、一定の人間関係にある他の生徒等（当該生徒等と同じ学校に在籍していない場合も含む）が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、何よりいじめられた生徒の立場や心情を第一に判断するものとする。

1-2. いじめ防止対策の基本理念

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうる問題であり、その対応は学校における最重要課題のひとつである。常に当事者意識をもっていじめ問題に取り組むために、次の5項目を本校の基本理念として掲げる。

- 1 すべての生徒が安心して学校生活を送り、健全に成長できる学校を構築する。
- 2 いじめは決して許されない人権侵害行為であることを理解し、その普及啓発に努める。
- 3 いじめを受けた生徒の生命、心身を保護することを何よりも最優先とし、その対応に当たる。
- 4 いじめを許さない生徒、またいじめに気づいたら、その解消のために積極的に関わろうとする生徒を育成する。
- 5 いじめをした生徒、及びその保護者の指導・支援を徹底し、その健やかな成長を促す。

1-3. いじめの種類

いじめは、重大な人権侵害行為であり、その多くは犯罪行為（暴行・傷害、名誉毀損・侮辱、窃盗、恐喝、器物破損、脅迫、強要等）として認められる。当該事案の性質、被害者の意向、教育的な配慮等を鑑みた上で、必要に応じて速やかに警察に通報・相談を行い、警察と連携した対応を行う。

《 具体的ないじめの態様 》

- (1) 身体的なもの：なぐる・たたく・蹴る 等（冗談で…、遊びのつもりで…を含む）
- (2) 言語的なもの：冷やかしかからかい・悪口・脅し・文句 等
- (3) 精神的なもの：仲間はずれ・集団による無視・陰口・嫌なことや恥ずかしいことを無理矢理やらせる 等
- (4) 物理的なもの：金品のたかり・金品を隠す・盗む・壊す・捨てる 等
- (5) その他：SNS等への書き込み・誹謗中傷・落書き・その他被害生徒が心身の苦痛を感じる行為 等

1-4. いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

いじめの加害者、被害者という二者の関係だけでなく、加担者は勿論、学級や部活動等の集団のなかではやし立てる「観衆」、無関心を装う「傍観者」の存在に注意し、人権思想をもって集団全体に「いじめをしない・させない・許さない・見逃さない」という正義感といじめを許容しない態度を積極的に育成することが重要である。

そこで本校では、学校いじめ防止年間プログラム(資料1)に従って、いじめの理解とその啓発のための指導を計画的かつ具体的に実践する。

2. いじめ防止等のための対策の内容事項

2-1. いじめ防止等に関する基本方針

生徒一人一人はかけがえのない存在であり、学校は、生徒一人一人の育ちを保証する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめ防止等の取り組みを行う。その取り組みとして、次の(1)～(7)に関する取組等を具現化する。

(1) いじめを未然に防ぐ取組措置

本校職員は、あらゆる教育活動をとおして、いじめを許さない環境作りに努めなければならない(資料2)。いじめによる甚大な被害や影響を鑑み、生徒の日常生活の些細な兆候を見逃すことがないように、「全体(集団)」及び「部分(個)」の詳細にも心を配り、互いに情報を交換・共有し、生徒の健やかな成長に努める。

根本的ないじめ問題克服のためには、すべての生徒を対象に心の通う対人関係を構築し社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくる継続的な取組を図ることが重要である。そのために、学校の教育活動全体を通じ、道徳観や規範意識を養い、いじめの背景に着目した改善を図り、いじめは「人権問題であり決して許されない」ことを理解させ、互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する素地を養う。併せて、教職員が、日常どのように生徒に接し、内面をどの程度理解しているかが大切である。本校では「いじめ未然防止の観点チェック表」(資料6)を用いて、定期的に自省を行い、その資質向上に努める。また、いじめ問題について、家庭と認識を共有し一体となって取り組みを推進するために普及啓発を行う(資料1、2、4)。

(2) いじめの早期発見の取組措置

昨今のいじめ問題は陰湿かつ、巧妙で複雑化、多様化しているために、発見が遅れ深刻化する傾向にある。いじめの早期発見のためには、生徒との信頼関係を築くとともに、家庭、地域との連携を図り、いじめの情報やサイン(資料3、4)を的確に捉えることが重要である。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応が前提であり、教職員は些細な兆候であっても軽視することなく積極的に認知しなければならない。

本校では、生徒との信頼関係を前提に、定期的な「アンケート調査」や「教育相談の実施」、「校内外の相談窓口の周知」等により、いじめを訴えやすい環境を整え、家庭や保護者との連携を図る。

(3) いじめの早期解決への対処措置

いじめが報告された場合、いじめを受けた生徒や知らせてきた生徒の安全を確保し、迅速かつ組織的な対応を行う。事実の有無については、正確な把握に努め、当事者のプライバシーや個人情報の取り扱いに十分注意を払う。

いじめの事実や疑いがある場合、いじめを受けた生徒を守り、安心・安全な学校生活ができるように生徒・保護者に対して必要な支援を行う。いじめを行った生徒に対しては、いじめは「許されない行為」であって、「心身に及ぼす重大事態」であること等に気づかせ、適切かつ毅然とした指導を行い、正しい人間関係が築けるように助言や指導を行う。

また、本校職員は、平素よりいじめを把握した場合の対処のあり方について理解を深めるとともに、その実行力を養い、組織的な対応を可能とする体制整備を常に備えておく(資料5)。

(4) 地域、家庭、関係機関との連携措置

加害生徒が他の問題行動に関与したり、他校の生徒や有職、無職の少年と結び付いたりする場合などは、学校だけの指導では困難なことがある。こうした生徒の指導には、PTA、地域の人材、関係諸機関、近隣の小・中・高等学校等と連携を図りながら、早急に具体的な方策を講じる。

また、いじめが原因で、不登校など不適応を示すようになった生徒の指導に当たっては、教育研修センター等の関係機関との連携を図るとともに、場合によっては、スクールカウンセラー等を活用しながら、学校全体として総合的な指導体制を整備する。

いじめの状況によっては、学校の指導の範囲を超えていることもある。その場合は、その生徒の少しでも早い立ち直りを願いながら、適切な関係機関に委ねる。これは、決して学校の指導の放棄を意味するものではなく、関係機関利用の決定に当たっては、「いじめ対策委員会」等で話し合い、最終的には、校長の判断により決定する。その際、本校がこれまでに行った指導の経過や状況を関係機関に知らせるとともに、関係機関からの情報を的確に受け止め、連携した支援を図る。

また、問題が起きたときだけの連携ではなく、常日頃から関係機関との人的な交流を行うなど、連携した対策を推進していく体制を構築するように努める。

(5) インターネット上のいじめの対応措置

インターネットを利用したいじめは、深刻かつ拡散性が極めて高いことに留意し、以下のような対応をする。

- ① 誹謗中傷等の訴えに対して、その内容を確認し、内容の保存をする。
- ② インターネット上でいじめが発見された場合、迅速に被害生徒への心のケアを最優先に行うとともに、被害の拡大を防ぐため加害者に削除を行わせ、閲覧した生徒達を可能な限り特定し削除を求める。
- ③ 犯罪への関与が疑われる場合、警察等関係諸機関に届け出る。また、警察を介して、サービス提供者に対し記載された情報の削除を依頼する。

(6) 定期的ないじめの調査実施措置

- ① 生徒及び保護者へ「いじめアンケート調査」を定期的を実施する。
- ② 教育相談（二者面談、三者面談）をとおして、生徒、保護者への聞き取り調査を実施する。
- ③ 学年集会、全校集会で、学期に1回以上いじめ根絶に向けた啓発を行う。

(7) 生徒による自発的相談を促す体制の充実措置

- ① いじめ相談について、学内相談機関（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、生徒指導主事、養護教諭）の周知徹底を図る。
- ② いじめ相談について、生徒、保護者に学外相談機関があることを周知する。

宮崎県：青少年に関する相談窓口一覧

(<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/kodomo-katei/kenko/kodomo/page00053.html>)

※ (6)及び(7)の内容、さらにその指導等の記録については、当該生徒の卒業時までは保管管理し、事後の支援、指導の資料とする。

2-2. いじめ発見時の対応

(1) いじめ対策委員会の設置(資料5)

いじめ防止、及びいじめの早期発見やいじめ事案対処等に関する措置を実効的に行うため、いじめが疑われるとの相談・通報があった場合、直ちに「いじめ対策委員会」を開催し、迅速に対応を行う。

(2) いじめ対策委員会

- ① 本校では、いじめ対策委員会として、生徒指導推進委員会及び特別支援等推進委員会の両委員会がこの会を兼ねる。いじめに関する情報、支援方針等については、両委員会で共有される。緊急の場合は、両委員会の所属職員を速やかに招集する。

【生徒指導推進委員会】

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、
学習指導等支援教員、スクールソーシャルワーカー(SSW)

【特別支援等推進委員会】

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学習指導等支援教員、
特別支援学級担任、通級教室指導教員、スクールカウンセラー(SC)

※ ただし、両方の会において、必要に応じて第三者を校長が委員として任命し、参加させることができる。

② いじめ対策委員会の活動内容

【未然防止】

ア：いじめが起きにくい・いじめを許さない学校環境作りの推進を図る。

【早期発見・事案対処】

イ：いじめの相談・通報を受ける窓口としての役割を担う。

ウ：いじめの疑いのある情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う。

エ：いじめに係る情報があったときには、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

オ：いじめの被害生徒に対する支援、加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実行、又は推進する。

【いじめ防止基本方針に基づく各種取り組み】

カ：基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

キ：年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

ク：基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、基本方針の見直しを行う。

ケ：いじめの防止等の対策を検討するにあたり、生徒の意見を積極的に取り入れるため生徒会との十分な連携を図る。

コ：全校集会等で、生徒、保護者に対して、いじめ対策委員会の存在及び活動が認識されるような説明を実施する。

※ コに関しては、説明の際、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)の紹介及びその活動内容の説明も行う。

③ いじめ発生時の具体的な対応マニュアル（資料 5）

- (1) いじめを把握したら、いじめ対策委員会で協議し、対応チーム（生徒指導主事、教育相談担当者、養護教諭、学年主任、学級担任、部活動顧問などで構成）を組織し、指導方針を共通理解した上で、役割を分担して、迅速な対応を心がける。
- (2) いじめられている生徒には「絶対に守る」という学校の意味を伝え、心のケア（SCとの連携）と併せて登下校時や休み時間、清掃時間などの安全確保に努める。
- (3) 必ず保護者との連携を図り、対応策については十分に説明し、了承を得る。
- (4) いじめの状況によっては、教育委員会や警察との連携、協力を図りながら進める。
- (5) 加害生徒が特定できたら、個別に指導していじめの非に気付かせ、被害生徒への謝罪の気持ちを醸成する。
- (6) 丁寧に個別指導を行った上で当事者を交えて話し合い、被害生徒と保護者の了承が得られたら、再発防止のために学級や学年全体への指導を行う。
- (7) いじめが解消したと思われた後も、卒業まで定期的に話し合う機会をもつなど被害生徒の見守りと定期的な面談を継続して実施する。

※ いじめ解消の基本的な考え方

当該事案が速やかに対処され解決したと思われても、その後再燃し、さらに深刻化するなどそのような事態に発展する場合も考えられる。そのようなことを防ぐためにも、いじめが一応の解決をした後も決して楽観視せず、被害生徒に対して継続的な支援を行っていく。最終的には、本校では次の①②の両方を被害生徒が満たしたとき、そのいじめ事案が解消したと判断するものとする。

《 いじめ解消の定義 》

- ① 少なくとも3ヶ月間は、いじめに係る行為が止んでいる。
- ② ①を満たし、被害生徒が心身の苦痛を感じていないと、本人及び保護者の面談等で確認できた。

○ いじめ発覚後、被害生徒に対して見守りや個別面談等を継続して行い、いじめが継続していないか、少なくとも3ヶ月間は追跡調査を行う。

2-3. 重大事態への対処

いじめの事案が次のいずれかの状況にある場合は、重大事態として直ちに、校長が市教育委員会に報告を行い、助言と協力を求める。(資料5)

- a 生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じると疑われる場合。
 - ・生徒が自殺を企図した
 - ・身体に重大な障害を負った
 - ・金品等に重大な被害を被った
 - ・精神性の疾患を発症した など
- b 生徒がいじめ等が原因で、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合。
 - ※ 「相当の期間」については、年間の欠席が30日程度を目安とするが、連続して欠席している場合には、この目安に関わらず校長の判断により調査に着手する。
- c 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合。
 - ※ 申立てがあった時点で、職員が、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして捉え、迅速に報告・調査等を行う。

(1) いじめ特別調査委員会の設置

上記のa～cの重大事態が発生した場合、本校は直ちにいじめ特別調査委員会を設置し、迅速な調査、事実の究明に努め、問題解決のために適切かつ真摯に対応する。

(2) いじめ特別調査委員会

- ① いじめ対策委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて、専門的知識及び経験を有する第三者委員を校長が任命し、参加させることができる。第三者委員は、当該調査の公平・中立を確保できる者でなければならない。
- ② いじめ特別調査委員会の活動内容
 - ア：当該事案に関する調査及び事実の究明を行う。
 - イ：被害生徒及びその保護者に対し、調査結果を適切に報告する。
 - ウ：調査結果報告書を作成し、これを西都市長に提出する。
 - エ：被害生徒が安心して学校生活が送れるようその支援に努める。
 - オ：加害生徒への適切な指導を検討し、生徒、保護者両方へ適切な指導を行う。

2-4. その他

- 他校生に対するいじめ、及び他校生からのいじめについては、該当校の調査組織と連携して対応する。
- 教職員のいじめ防止等対策については、定期的に研修を行い意識の向上に努める。
- 「いじめ防止基本方針」は、学校HPに開示する。また、これは定期的に改訂を行い、学校の実態に即したものでなければならないものとする。

資料1

学校いじめ防止年間プログラム

月	未然防止				早期発見・早期対応		保護者・地域との連携	PDCA
	学校行事等	生徒が主体となった活動	道徳・特別活動	職員研修	アンケートや教育相談等	いじめ対策委員会等		
4	生徒指導オリエンテーション 情報モラル教室 全校集会	生徒会による歓迎行事 生徒集会	<道>いじめ①	学校基本方針の確認と 目標の共有	第1回生徒会によるいじめ アンケート(a)	毎週火・木曜日に 学年職朝を実施 し、学年内のいじ めの状況や気にな る生徒について の情報を共有 する。 ↓	PTA総会(いじめ基 本方針の説明)	計画・目標作 成・いじめ対 策方針の提案
5		★生徒総会(いじめ防止に ついての取組決定) 学年集会 生徒集会	<特>いじめ(1) 「いじめの定義理解」	生徒理解	第1回教育相談アンケート (b) 第1回Q-U調査			
6	全校集会	★学年集会(いじめ撲滅に向 けての活動発表・いじめ①)	<道>いじめ②		第1回学校生活(いじめ)ア ンケート(c)		学校通信でのいじめ 防止活動報告①	(c)分析
7	体験学習	★生徒集会(いじめ①)	<特>いじめ(2)	人権教育研修 生徒理解				職員アンケ ート
8		リーダー研修		アンケートの分析と取組 の改善の協議		毎週火曜日、交互 に開催する生徒 指導推進委員会・ 特別支援推進委 員会で各学年の いじめの状況を報 告し、組織的対応 について協議す る。 ↓	三者面談での相談	中間評価と 取組の改善
9	体育大会	体育大会での絆づくり 学年集会 生徒集会	<道>いじめ③		保護者・地域アンケート(d) 第2回生徒会アンケート(e)		保護者・地域アンケー ト(学校基本方針・いじ めについて)	(d)分析
10	文化祭 全校集会	文化祭での絆づくり 生徒会役員選挙 ★学年集会(いじめ②)	<特>いじめ(3)		第2回学校生活アンケート (f)			(f)分析
11		学年集会 ★生徒集会(いじめ②) 人権週間に向けての活動	<道>いじめ④		第2回教育相談アンケート (g)			
12	人権に関する「コスモス授業」 全校集会	生徒集会 リーダー研修		生徒理解	県いじめアンケート(h) 第2回Q-U調査	毎週水曜日の職 員会議で全校の いじめの状況につ いて報告し、情報 を共有する。 ※緊急の事案に ついては、直ちに いじめ対策委員会 を開催する。	学校通信でのいじめ 防止活動報告②	(h)分析
1		生徒同士の相談活動 ★学年集会(いじめ③) 生徒集会	<特>いじめ(4)	アンケートの分析と取組 の改善の協議	第3回教育相談アンケート (i)			中間評価と 取組の改善
2	立志式 全校集会	学年集会 ★生徒集会(いじめ③)	<道>いじめ⑤		第3回学校生活アンケート (j)		学校通信でのいじめ 防止活動報告③ 臨時 PTA 総会	年間評価 (j)分析
3	卒業式 全校集会	卒業式での絆づくり 学年集会		今年度の反省と次年度 取組事項の協議	第3回生徒会アンケート(k)			次年度計画 作成

資料 2

学校におけるいじめの防止等のための職務別役割

(1)いじめの防止のための措置

《学級担任等》

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・ はやしたてたり見て見ぬふりをしたりすることはいじめを肯定している行為であることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

《養護教諭》

- ・ 学校保健委員会等、学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

《生徒指導主事》

- ・ いじめの問題について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

《管理職》

- ・ 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・ 学校の教育活動全体をとおした道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・ 生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・ いじめ問題に対する生徒の主体的な取組を推進する(例:生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など)。

(2)早期発見のための措置

《学級担任等》

- ・ 日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・ 休み時間や放課後の生徒との雑談や生活の記録(日記)等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、定期的に教育相談を行う。

《養護教諭》

- ・ 保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に気を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。併せて、関係職員と情報の共有化を図る。

《生徒指導主事》

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・ 保健室やスクールカウンセラー(SC)による相談室の利用等、校内外の相談窓口について生徒、保護者へ周知する。
- ・ 休み時間や昼休みの校内巡視、放課後の校区内巡回等において、子供が生活する場の異常の有無を確認する。

《管理職》

- ・ 生徒及びその保護者と教職員が、いじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・ 学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

(3)いじめの疑いが生じた場合の措置 ※資料5:「いじめに対する措置」と連動

① 情報を集める

《学級担任等、養護教諭》

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける)。
- ・ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・ いじめの発見、通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・ いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

《「いじめ対策委員会」及び「いじめ特別調査委員会」(以下、「組織」という)》

- ※ いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員、警察経験者などから構成する。なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任等から、当該事案の性質に応じて決定する。
- ・ 教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- ・ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

② 指導・支援体制を組む

《「組織」》

- ・ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む(学級担任等、養護教諭、生徒指導主事、管理職などで役割を分担)。
 - いじめられた生徒や、いじめた生徒への対応
 - その保護者への対応
 - 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ・ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもつ。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ・ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。そして、指導計画の報告及び指導終了の報告を確実にを行う。

③ーA 子供への指導・支援を行う

※ 「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う。

《いじめられた生徒に対応する教員》

- ・ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守りとおすことを伝え、不安を除去する。
- ・ いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・ いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

《いじめた生徒に対応する教員》

- ・ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止の措置により、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・ いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、警察等関係機関とも連携して対応する。
- ・ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・ 不満やストレス(交友関係や学習、進路、家庭の悩み等)があっても、いじめに向かうのではなく、他者に相談したり、自分に合った方法で的確にそれを昇華したりすることができる力を育む。

《学級担任等》

- ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ・ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為で、直接いじめる行為と同等であることを理解させる。

《「組織」》

- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・ いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- ・ 指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

③ーB 保護者と連携する

《学級担任を含む複数の教員》

- ・ 家庭訪問(加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応)等により、迅速に事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・ いじめられた生徒を徹底して守りとおすことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を正しく伝える。

資料 3

いじめられた生徒・いじめた生徒に見られるサイン

1 いじめられた生徒のサイン

いじめられた生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場 面	サ イ ン (□：チェック表))
登校時 朝の会	☐ 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 ☐ 教職員と視線が合わず、うつむいている。 ☐ 体調不良を訴える。 ☐ 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。 ☐ 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	☐ 保健室・トイレに行くようになる。 ☐ 教材等の忘れ物が目立つ。 ☐ 机周りが散乱している。 ☐ 決められた座席と異なる席に着いている。 ☐ 教科書・ノートに汚れがある。 ☐ 教職員や生徒の発言などに対して、突然個人名が出される。
休み時間等	☐ 弁当にいたずらをされる。 ☐ 給食を教室の自分の席で食べない。 ☐ 用のない場所にいることが多い。 ☐ ふざけ合っているが表情がさえない。 ☐ 衣服の汚れ等がある。 ☐ 一人で清掃している。 ☐ 用もないのに保健室や職員室の近くで過ごしている。
放課後等	☐ 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 ☐ 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 ☐ 一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめた生徒のサイン

いじめた生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン (□：チェック表)
☐ 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ☐ ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 ☐ 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。 ☐ 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の生徒がいる。

資料 4

教室や家庭でのいじめのサイン

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン (□：チェック表)
☐ 嫌なあだ名が聞こえる。 ☐ 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 ☐ 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 ☐ 筆記用具等の貸し借りが多い。
☐ 壁等にいたずら、落書きがある。 ☐ 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

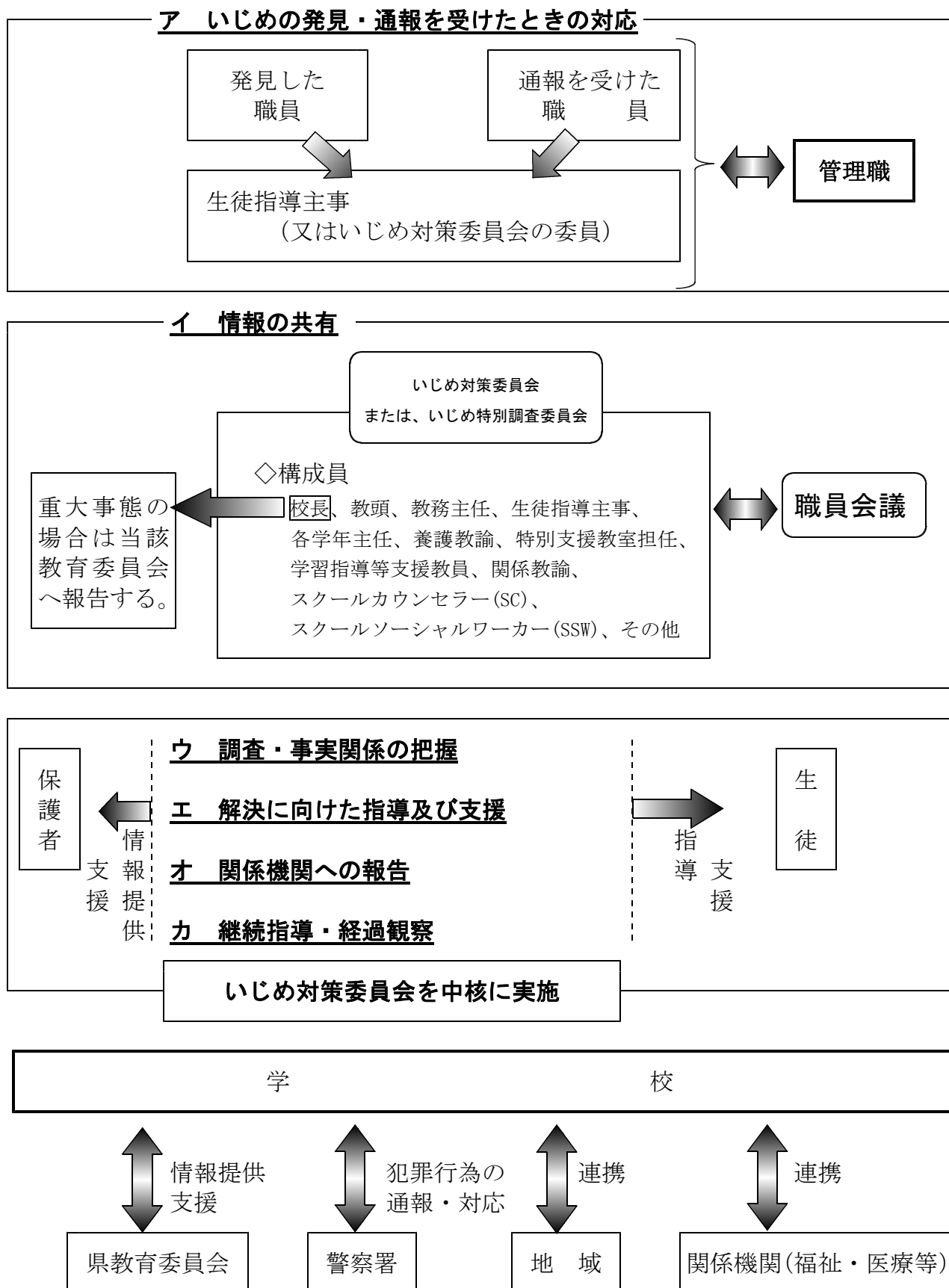
2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておく。

サ イ ン (チェック表)
☐ 学校や友人のことを話さなくなる。 ☐ 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。 ☐ 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 ☐ 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 ☐ 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 ☐ 不審な電話やメールがある。 ☐ 遊ぶ友達が急に変わる。 ☐ 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
☐ 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 ☐ 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 ☐ 登校時刻になると体調不良を訴える。 ☐ 食欲不振・不眠を訴える。
☐ 学習時間が減る。 ☐ 成績が下がる。
☐ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 ☐ 自転車がよくパンクする。 ☐ 家庭の品物、金銭がなくなる。 ☐ 大きな額又は頻繁に金銭を欲しがる。

資料 5

いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）



資料6

いじめ未然防止の観点自己チェック表(教師用)

教師は、日常どのように生徒に接し、内面をどの程度理解しているかが大切です。自分では一人一人を見つめ理解しているつもりでも、冷静に自省してみると、案外、接し方のまずさや知らない面の多いことに気付きます。

本校では、いじめの未然防止を図ると同時に、その資質の向上のために、下記のチェック表を用いて教師が定期的(最低学期に2回)に自省を行い、生徒の一人一人、または、その人間関係を深く見つめる努力ときめ細かな指導・援助を適宜行うことに努めます。

【いじめに先手が打てる教職員になるために】

生徒の心が見える教師	生徒の心が見えない教師
☐ 日頃から、生徒と十分ふれあい、信頼し合える人間関係をつくっている。	☐ 勉強のこと以外で、生徒と語り合ったり一緒に遊んだりすることが少ない。
☐ 生徒が問題のある言動をとる動機や心理的背景を理解しようと努める。	☐ 生徒の表面的な言動のみで判断してしまい、なぜ、そのような言動をとるのかを深く考えようとしない。
☐ 生徒の考え方が自分と異なっても、相手のあるがままの気持ちを受け入れ、相手の立場で心の動きを理解しようとする。	☐ 最初から自分の考え方を中心にして、一方的に急いで指導しようとする。
☐ 生徒の問題や悩みについて、一緒に考えようとする。	☐ 生徒の問題や悩みについて、原因の詮索や追及はするが一緒に考えようとしない。

生徒のグループの中に気軽に入り親しく話し合える教師	生徒のグループに交わることや話し合うことの苦手な教師
☐ グループ内での話合いの中から、生徒の実態を把握しようとする。	☐ 個人の行動に大きな影響を与える友達関係やグループの雰囲気を目を向けようとしないで、個別指導だけをしている。
☐ グループ内で各人が相互に問題点を指摘し合い、また、共感しあう中で誤解などを解かせ、好ましい人間関係をつくらせようとする。	

友人関係を把握し、援助のできる教師	友人関係の把握や援助ができない教師
☐ 一人一人が集団の中でどのような友人関係で結び付いていて、誰が孤立しがちであるかに気付いている。	☐ 学級の雰囲気には気を遣っているが、一人一人を深く見つめようとせず、また、個人を生かす配慮が足りない。
☐ 孤立している生徒が親しみを感じている友人に援助を依頼し、孤独感を取り去るよう配慮している。	☐ 一部のリーダーの方に多く目が向き、他の生徒への支援が不十分である。

自らいじめの原因をつくることのないよう 常に留意している教師	自らがいじめの原因をつくっていることに 気付かない教師
☐ 特定の生徒をみんなの前で叱ることは避け、個人的に指導する場や方法に配慮している。	☐ 特定の生徒をみんなの前で厳しく叱責することがマイナスのラベリングになり、ひいては、いじめの原因につながることに気付いていない。
☐ いじめの対象になりやすい生徒を十分受け入れ、細やかな配慮で支援している。	☐ 友達から嫌われがちな生徒を支援しようとせず、逆にけむたがったりしていることがその生徒をますます孤立化させていることに気付いていない。
☐ いじめに対して、毅然とした厳しい指導姿勢を保ちながらも、いじめる生徒の心を温かく理解していく態度で接している。	☐ 「いじめる生徒」即「悪い子」というレッテルをはり、その生徒の心を感じ取ろうとしない。そのため、その生徒が教師からますます離れていくことに気付いていない。
☐ 学級において、集団でいじめる生徒を非難させることなく、学級で孤立させない配慮をしている。	☐ 学級で会を開き、集団の力でいじめる生徒を批判し、押さえ込み、いじめる生徒をなくそうとする。

いじめを早期に見抜き、即座に手を打つ教師	いじめを早期に見抜けない教師
☐ 常に一人一人の言動や様子が日頃と変わったところはないか、注意深く観察している。	☐ 教職員の意にそう生徒にはよく声をかけるが、そうでない生徒には冷たい対応が見られる。
☐ いじめのサインを敏感に察知している。	
☐ いじめのサインに気付いたら、即刻、指導や支援をする。	☐ 生徒一人一人を見る目が大まかで、いじめのサインを見逃している。